

平成25年度

久山町教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価報告書

平成26年6月
久山町教育委員会

目 次

第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

第 2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

第 3 久山町教育委員会の平成 25 年度活動の概要について

第 4 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成 25 年度久山町教育の主要施策について

第 5 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成 25 年度久山町教育の 6 つの施策の点検及び評価について

第 6 点検・評価に関する有識者からの意見について

(資料 1) 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年度6月に交付された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに法第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする事とされた。

第2 久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 点検及び評価の目的

- (1) 久山町教育委員会は、毎年、主要施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、その事業の目的、課題や取組の方向性を明らかにすることで、効果的な教育行政のより一層の推進を図る。
- (2) また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、住民への説明責任を果たし、町民とともに、町民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検及び評価の対象

「久山町教育委員会の基本目標に基づく平成25年度久山町教育の主要施策」

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、その事業の目的、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会において点検及び評価を行う。
- (3) 教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を久山町議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 久山町教育委員会の平成25年度活動の概要について

久山町教育委員会は、久山町町長が久山町議会の同意を得て任命した5名の委員により組織されている合議体の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を執行している。教育委員会には、教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて臨時会、視察等を行っている。平成25年度は、定例会を10回開催し、議案2件、その他報告事項、協議事項について審議を行った。第10回九州地区市町村教育委員研修大会（鹿児島市8/22～23）に参加した。また、町内幼稚園、小中学校への学校訪問を行い、学校教育の現状についての認識を深めるとともに、平成22年度から実施している幼小中PTA役員との交流会（2/27）を開催し、保護者の意見を聞く場を設けた。

平成24年7月に策定された「第三次久山町総合計画」において、「国土、社会、人間の3つの健康づくり」による「健康」を真に実感できるまちづくりを基本理念とし、安心・元気な「健康が薫る郷」の実現という将来像を掲げている。この計画の中では、町民、事業者、行政などのすべての立場の人々が、この共通の目標の実現に向けて英知を結集し、参加・共有・連携を図ることが必要であるとしている。

しかし、今日の科学技術の著しい発展や、国際化、情報化の進展、少子高齢化の進行、深刻化する環境問題など、社会の様々な面での変化が急激に進んでおり、人々の価値観や生活様式が多様化している。

このような状況にあって、次代を築き、自己実現を図りながら生きていく子どもたちには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた教育を行うことが必要となっている。

このため、学校・家庭・地域がともに手を携えて、子どもたちに未来を拓く確かな学力、主体的・自立的に行動するための資質や能力を身に付けさせ、一人ひとりの個性を見だし、その伸長を図るとともに、他人を思いやる心、社会に貢献しようとする態度など、豊かな人間性を培うことが重要である。

また、町民一人ひとりが、自己の目標や理想の実現のために生涯を通じて学び続けるとともにすべての町民が参画して、薫り高い文化と伝統が息づく活力ある郷土を築いて行くことが重要である。

このような認識のもとに、久山町教育委員会は教育基本目標として、

- 未来を拓く英知と豊かな創造性や個性に富み、社会の一員として公共の精神に基づく強い自覚と実践力ある町民の育成
- 真理と正義を愛し、命あるものを尊び、他者を思いやり、共に生きる心や自立心を持ち、人権を尊重する町民の育成
- 「道徳の町宣言」を基本理念とする道徳推進運動の充実育成
- 豊かな感性とたくましく生きるための健康や体力に満ちた町民の育成
- 文化と伝統を尊重し、それらをはぐくんできたわが町と郷土を愛する態度を養うとともに、国際性豊かな町民の育成

を掲げた。

久山町教育委員会は、この基本目標を達成するため、平成25年度の主要施策を定め、教育分野における地方分権を推進する観点から、幼稚園、小中学校及び関係機関・団体との密接な連携のもと、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策を推進した。

第4 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成25年度久山町教育の主要施策

I 人間性と創造性をはぐくむ学校教育の充実

子ども(注：幼児・児童・生徒)たちの学びの環境が大きく変化する中、新しい時代をたくましく拓く創造性豊かでチャレンジ精神を持つ子どもたちを育成するためには、確かな学力を身につけさせ、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ学校教育(注：幼稚園・小中学校)の充実が重要な課題となっています。特に、学力については種々の調査により、低下傾向が指摘されており、その対応が求められています。

このため、子どもたちに基礎・基本を定着させ、自ら学び考えるなどの確かな学力をはぐくむための施策を推進するとともに、目的意識を持って進路選択ができるよう多様な体験活動等を通じた教育の充実を図ります。

また、たくましく生きる力を持った子どもを育成するため、園・学校が家庭や地域と連携協力して、子どもたちがいきいきと元気に学ぶことができる信頼される学校づくりを推進します。

《教育内容の充実》

1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) 家庭・地域と連携した心の教育の推進に努めます。
- (2) 生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上とともに健康教育の充実努めます。

2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の推進

- (1) 基礎・基本の定着及び、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育の充実努めます。
- (2) 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容・方法及び指導体制の改善・充実に努めます。

3 楽しく学べる教育環境の整備

- (1) 子どもが楽しく学べる学校づくりを推進します。

4 社会の変化に対応した教育の推進

- (1) キャリア教育の視点に立った学習指導、各種活動を推進します。
- (2) 国際化の進展に対応した国際理解教育の充実に努めます。

5 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

- (1) 学校の自主性・自律性を高める特色ある学校づくりを推進します。
- (2) 家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。

II 志を持ったたくましい青少年の育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、豊かな人間性や志を持ってたくましく生きる力を養う青少年を育成するためには、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域で子どもたちに豊かな心や社会性をはぐくんでいくことが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、地域社会が連携し、町ぐるみの道德教育や家庭教育の充実を図るとともに、県民運動である「青少年アンビシャス運動」の推進に努めます。

1 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実に努めます。
- (2) 関係機関・団体と連携した青少年の健全育成に努めます。
- (3) 子ども会育成会連絡協議会を中心に、「たくましい子ども」を育てる活動を支援します。

2 町ぐるみ道德教育の推進

- (1) 家庭での道德教育の推進を図ります。
- (2) 道德推進運動を中心に、家庭・地域・学校が連携した青少年の育成に努めます。

3 青少年アンビシャス運動の推進

- (1) 子どもの居場所づくりや体験活動を積極的に推進します。
- (2) 地域・学校と連携した青少年アンビシャス運動を推進します。
- (3) 子どもの読書活動の推進に努めます。

III 豊かな人生と未来を拓く生涯学習社会の実現

人々の価値観や生活様式が多様化し、心の豊かさや生きがいづくりへの志向が高まる中、町民が自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を社会の中で生かすことのできる生涯学習社会の構築が重要な課題となっています。

このため、関係機関・団体との連携を図りながら、町民の主体的な学習活動を総合的に支援する体制を整備するとともに、町民の多様な学習ニーズにこたえる生涯学習の機会や場の充実に努めます。

1 生涯学習の推進

- (1) 町民のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。
- (2) 生涯学習に関する活動団体等の育成を支援し、町民が自主的に学習できる環境の充実に努めます。
- (3) 生涯学習フェスタ「祭りひさやま」等での学習発表や交流の機会の充実に努めます。
- (4) 社会教育施設の充実・利用促進に努めます。

Ⅳ 生き生きとしたスポーツライフの創造

健康・体力の保持増進や精神的充実をもたらすスポーツ・レクリエーション活動を求める人が増えている中、いつでも、だれでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現が重要な課題となっています。

このため、子どもから高齢者までが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツが楽しめるよう、関係機関・団体との連携を図り、魅力ある町民スポーツ活動の推進や優れた競技者の育成に努めます。

また、子どものスポーツに親しむ資質や能力を育成するために、学校における体育・スポーツ活動の充実に努めます。

1 魅力あるスポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者までのだれもがスポーツ活動に参加できる機会の拡充に努めます。
- (2) 町内スポーツ団体との連携・協力を努めます。

2 スポーツ活動指導体制の整備

- (1) スポーツ指導者の確保・活用に努めます。
- (2) スポーツ関係団体等との連携・協力を努めます。

3 学校体育等への支援

- (1) 多様なニーズにこたえる学校体育への支援に努めます。
- (2) 運動部活動等を支える支援体制づくりに努めます。

4 社会体育施設の利用促進

- (1) 社会体育施設、学校開放施設等の機能充実・利用促進に努めます。
- (2) 指定管理者制度による社会体育施設の活用推進に努めます。

Ⅴ 特色ある町民文化の創造

精神的に豊かで、ゆとりのある生活への志向が強まっている中、町民が創造の喜びと潤いを楽しむとともに、文化芸術活動が活発に行われ、特色ある地域文化が創造されるような環境づくりが求められています。

このため、町民の様々な文化活動を支援、振興していくとともに、本町の歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を町民共通の財産として永く保存・継承し、再生・活用する施策の推進に努めます。

1 芸術文化活動の推進

- (1) 芸術文化活動への支援の充実に努めます。
- (2) 芸術文化活動施設の機能充実・利用促進に努めます。
- (3) 子どもの伝統文化継承事業への支援に努めます。

2 文化遺産の保存・整備・活用

(1) 主要な文化遺産の保存・整備・活用を図ります。

3 文化財愛護思想の普及啓発

(1) 文化財保護活動の充実に努めます。

(2) 文化財愛護思想の普及啓発に努めます。

VI 人権尊重精神を育成する教育の推進

心豊かな町民生活を実現するため、町民一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるような差別や偏見のない社会づくりが重要な課題となっています。

このため、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、広く町民の間に多元的文化、多様性を容認する共生の心を醸成するとともに、一人ひとりが相互の人権を尊重する社会となるよう、人権教育をはじめとする人権教育・啓発をすべての学校・地域社会において推進します。

1 人権教育の推進

(1) 学校における人権教育の充実に努めます。

(2) 社会教育における人権教育の充実に努めます。

(3) 学校教育・社会教育が一体となった人権教育を推進します。

第5 久山町教育委員会の基本目標に基づく平成25年度久山町教育の6つの施策の点検及び評価について

I 人間性と創造性をはぐくむ学校教育の充実

子ども(注：幼児・児童・生徒)たちの学びの環境が大きく変化する中、新しい時代をたくましく拓く創造性豊かでチャレンジ精神を持つ子どもたちを育成するためには、確かな学力を身につけさせ、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性をはぐくむ学校教育(注：幼稚園・小中学校)の充実が重要な課題となっています。特に、学力については種々の調査により、低下傾向が指摘されており、その対応が求められています。

このため、子どもたちに基礎・基本を定着させ、自ら学び考えるなどの確かな学力をはぐくむための施策を推進するとともに、目的意識を持って進路選択ができるよう多様な体験活動等を通じた教育の充実を図ります。

また、たくましく生きる力を持った子どもを育成するため、園・学校が家庭や地域と連携協力して、子どもたちがいきいきと元気に学ぶことができる信頼される学校づくりを推進します。

《教育内容の充実》

1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) 家庭・地域と連携した心の教育の推進に努めます。
- (2) 生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるよう、体力の向上とともに健康教育の充実を努めます。

2 確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の推進

- (1) 基礎・基本の定着及び、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育の充実を努めます。
- (2) 障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容・方法及び指導体制の改善・充実に努めます。

3 楽しく学べる教育環境の整備

- (1) 子どもが楽しく学べる学校づくりを推進します。

4 社会の変化に対応した教育の推進

- (1) キャリア教育の視点に立った学習指導、各種活動を推進します。
- (2) 国際化の進展に対応した国際理解教育の充実に努めます。

5 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

- (1) 学校の自主性・自律性を高める特色ある学校づくりを推進します。
- (2) 家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。

○点検評価の実際

【施策1】豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 家庭・地域と連携した心の教育の推進	(町) 道徳推進委員会を組織し、学校・家庭・地域が連携して心の教育に取り組んだ。定例会3回、毎月1回の挨拶運動とふれあい弁当の実施、道徳記念講演会(参加者総数482名 うちPTA・教諭57名)の開催。	◎
(2) 生涯を通して健康で安全な生活を送る体力向上の取り組み及び健康教育の充実	(町) 学校給食の献立と残菜の改善を図るために毎月献立委員会を開催し協議した。また、学校健康教育推進協議会を組織し、体力運動能力テストの結果を分析し、体力向上に取り組むとともに、通信「マッスル久山」を発行し、家庭への啓発を行った。	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

【施策2】確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 基礎基本の定着及び、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、個性や能力を伸ばす教育の充実	(町) 基礎学力の定着や個別指導を実施するための学習支援員(山田小1名、久原小2名、久山中1名)を派遣し、個別指導や少人数指導などの指導の工夫を行った。 (学校) 基礎学力の定着を図る習熟の時間の設定や夏季休業中の補習授業、土曜授業を実施した。 山田小「できるまでやるっ隊」 久原小「チャレンジ学習」 久山中「学びの道」	◎
(2) 障害のある子どもひとり一人の教育的ニーズに応じた教育内容・方法と指導体制の改善・充実	(町) 年2回の定例、1回の臨時就学指導委員会を開催した。また、障害のある子どものニーズや保護者の教育相談に対応できるように臨床心理士の配置(1名)及び特別支援教員(久原幼1名、山田幼1名)を派遣した。その他、通級指導教室の充実と中学校での開設へ向けて準備・検討を行った。	◎

【施策3】楽しく学べる教育環境の整備

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 子どもが楽しく学べる学校づくりの推進	(町) 小中学校への町の相談員5名(山田小2名、久原小1名、久山中2名)の配置、県からのスクールカウンセラーの活用など、より細かく子どもを見守ることができ、いじめ・不登校の防止に努めた。(学校) 生徒指導委員会(いじめ対策委員会)で気になる子の状況把握や対策について協議し、防止に努めた。(不登校児童生徒4名)	○
(2) 久原小・久山中大規模改修の実施(第1期、第2期)	(町) 平成25年度の大規模改修工事を行うに当たり、要望の高かったトイレ改修、グラウンド改修(久山中)、外壁、屋根防水(久原小)の工事を行った。	○
(3) 子どもの安全対策の推進と危機管理体制の整備・充実	(町) 校区安全対策委員会を組織し、学校・家庭・地域が連携してパトロール(年3回)、登下校時の見守り、挨拶運動などを実施した。 (学校) P T Aと連携して、危険箇所の確認と看板設置、子ども110番の家の見直し、交通指導など実施した。	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

【施策4】社会の変化に対応した教育の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) キャリア教育の視点に立った学習指導、各種活動の推進	(学校) 久山中学校の生徒を対象に、町内23カ所で職場体験を実施した。(9/26~28)働くことの意味、大切さを体験を通して実感することができた。	◎
(2) 国際化の進展に対応した国際理解教育の充実	(町) 久山中中学校が国際理解教育の一環として、韓国についての学習を行い、修学旅行においてホームステイ、ソウル市内自由散策、韓国白石中学校との交流を行った。 本年度から中学生を対象に英語サマースクールを実施した。(8/21~22)福岡教育事務所ALT(3名)を派遣し、中学生40名が参加した。 し、(学校) 小学校では、英語を通して外国文化の理解とコミュニケーション力の育成を、5・6年生を対象に年間35時間の外国語活動を実施した。	◎

【施策5】地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 学校の自主性・自律性を高める特色ある学校づくりの推進	(学校) 久原小：久原っ子祭り、筍掘り、山田小：山田っ子祭り等。久山中：文化発表会等。各学校、学校評価をもとに学校運営の振り返り、見直しを行うことができた。	◎
(2) 家庭や地域との連携・協力による学校づくりの推進	(学校) 地域の人材を活用した本物体験活動、学習ボランティアによる個別指導、職場体験学習などを実施した。久原小：久原っ子ネットワーク会議等。山田小：やるっ隊、伝統文化学習等。	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

Ⅱ 志を持ったたくましい青少年の育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、豊かな人間性や志を持ってたくましく生きる力を養う青少年を育成するためには、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域で子どもたちに豊かな心や社会性をはぐくんでいくことが重要な課題となっています。

このため、家庭、学校、地域社会が連携し、町ぐるみの道徳教育や家庭教育の充実を図るとともに、県民運動である「青少年アンビシャス運動」の推進に努めます。

1 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育の充実に努めます。
- (2) 関係機関・団体と連携した青少年の健全育成に努めます。
- (3) 子ども会育成会連絡協議会を中心に、「たくましい子ども」を育てる活動を支援します。

2 町ぐるみ道徳教育の推進

- (1) 家庭での道徳教育の推進を図ります。
- (2) 道徳推進を中心に、家庭・地域・学校が連携した青少年育成に努めます。

3 青少年アンビシャス運動の推進

- (1) 子どもの居場所づくりや体験活動を積極的に推進します。
- (2) 地域・学校と連携した青少年アンビシャス運動の推進に努めます。
- (3) 子どもの読書活動の推進に努めます。

○点検評価の実際

【施策1】家庭・地域の教育力の向上

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 家庭教育の充実	社会教育研修会を実施。(6/4開催 126名参加) 地域において仲間づくりの大切さ、地域の活性化を図る様々な体験等の内容で、前武雄市朝日公民館長河内利大氏による講演会。 社会教育委員・分館長・分館主事合同研修会は、通学合宿をテーマに開催。(11/12 参加者26名)	◎
(2) 関係機関・団体と連携した青少年の健全育成の支援	青少年補導員代表者会(2回)、青少年補導員研修会(2回)を実施した。 子ども会役員研修会・イングループリーダー研修会を実施した。(6/23 参加者87名)火おこし・飯盒炊飯・レクレーション指導等の研修を実施。	◎
(3) 社会教育関係団体の充実	活動が今年度で最後となる青年団を祭りひさやま実行委員会の中心団体に位置づけ、団体の活性化支援を行った。 町PTA連絡協議会では、各幼・小・中の連携が図られている。 本年度で青年団が解散	○

【施策2】町ぐるみ道德教育の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 家庭での道德の推進	家庭内での挨拶や会話の奨励を行った。 「早寝・早起き・朝ご飯」「久山家庭教育宣言」の推進を行った。	◎
(2) 道德推進運動を中心とした、家庭・地域・学校が連携した青少年の育成	道德推進委員会による道德記念講演会を実施した。(講師 小久保 裕紀氏 参加者総数 482名うち地域からの参加 393名)アンケート回答者の9割りが「大変よかった」・「よかった」で回答。 道德あいさつ運動を年11回実施した。 子ども会育成会連絡協議会による、道德カルタ大会を実施した。(1/19 参加選手94名)	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

【施策3】青少年アンビシャス運動の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 子どもの居場所づくりや体験活動の積極的な推進	<p>地域アンビシャス運動を全分館で実施した。</p> <p>地域通学合宿を全分館で実施した。(参加児童94名)</p> <p>アンビシャス広場を久原校区で年83回、山田校区で年140回開設した。(参加者のべ4199名)</p> <p>久原校区アンビシャス広場は地域間交流事業として桂川町、久留米市のアンビシャス広場と地引網体験を実施した。(参加児童39名)</p> <p>アンビシャス子ども相撲大会は、台風の影響により、中止した。</p> <p>アンビシャス運動交流会(2/28)で各区分館館主事、広場委員・小学校が活動報告した。</p> <p>アンビシャス子どもカルタ交流会を実施した。(参加児童94名)</p>	○
(2) 子どもの読書活動の推進	<p>幼児向け、低学年にお話会を8回開催した。</p> <p>乳幼児検診に合わせて毎月第2金曜日にブックスタートを実施した。</p> <p>猪野かみじ会館で毎月第2金曜日にふれあい文庫を実施した。</p>	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

Ⅲ 豊かな人生と未来を拓く生涯学習社会の実現

人々の価値観や生活様式が多様化し、心の豊かさや生きがいづくりへの志向が高まる中、町民が自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を社会の中で生かすことのできる生涯学習社会の構築が重要な課題となっています。

このため、関係機関・団体との連携を図りながら、町民の主体的な学習活動を総合的に支援する体制を整備するとともに、町民の多様な学習ニーズにこたえる生涯学習の機会や場の充実に努めます。

1 生涯学習の整備・充実

- (1) 町民のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。
- (2) 生涯学習に関する活動団体等の育成を支援し、町民が自主的に学習できる環境の充実に努めます。
- (3) 生涯学習フェスタ「祭りひさやま」等での学習発表や交流の機会の充実に努めます。
- (4) 社会教育施設の充実・利用促進に努めます。

○点検評価の実際

【施策1】生涯学習の整備・充実

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 生涯学習の普及啓発	生涯学習フェスタまつりひさやま2013を2日間(10/4・5)実施。首羅山遺跡国指定イベントと同日(10/4)に開催。レスポアール久山のロビーにおいて、年間を通して、文化協会会員の作品を展示した。 川原尚行氏講演会を開催。(10/27開催 参加者168名参加)講師は、NPO法人ロシナンテス代表で、アフリカ等で活躍する医師。	◎
(2) 学習情報提供及び学習相談の充実	ホームページによる講座・教室・文化協会サークル紹介を実施した。	○
(3) NPOやボランティア団体との連携・協力	NPO法人ヒア&ナウによる蛍の里コンサートを実施した。(6/1開催 約350名参加)本年度は実行委員会(12名)形式で実施。 図書館ボランティア「○の会」、「ふわふわ」、「もこもこ」によるおはなし会開催。 出会いふれあい事業として、1泊2日温泉地で開催した。実行委員会形式で開催。	○
(4) 社会教育施設の充実・利用促進	第1回レスポちびっこフェスタを開催。(7/27開催参加者450名)太鼓・日舞・ダンス等5組の発表。7つの体験教室も午前中で予定人数分を終了。 原爆被爆者体験講話の開催。(8/11開催)小中学生を中心に約350名が参加。 レスポアールウィンターコンサートを開催。(11/30開催 参加者約250名 4組のユニットが参加)	◎
(5) 町民のニーズに応じた学習機会の提供	町民のニーズに応じた、多様な教室・講座を実施した。 (実施教室・講座) ジュニア英会話教室、大人の書道教室、韓国語教室 ダイエット教室、ビューティフルウォーキング教室、らくらくピアノ教室、押し花教室、健康ヨーガ教室、太極拳教室、着付け教室、陶芸教室、風呂敷活用講座、ボディトリートメント教室	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

IV 生き生きとしたスポーツライフの創造

健康・体力の保持増進や精神的充実をもたらすスポーツ・レクリエーション活動を求める人が増えている中、いつでも、だれでもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現が重要な課題となっています。

このため、子どもから高齢者までが、それぞれの体力や年齢、目的等に応じてスポーツが楽しめるよう、関係機関・団体との連携を図り、魅力ある町民スポーツ活動の推進や優れた競技者の育成に努めます。

また、子どものスポーツに親しむ資質や能力を育成するために、学校における体育・スポーツ活動の充実に努めます。

1 魅力あるスポーツ活動の推進

(1) 子どもから高齢者までのだれもがスポーツ活動に参加できる機会の拡充に努めます。

(2) 町内スポーツ団体等との連携・協力を努めます。

2 スポーツ活動指導体制の整備

(1) スポーツ指導者の確保・活用に努めます。

(2) スポーツ関係団体等との連携・協力を努めます。

3 学校体育等への支援

(1) 多様なニーズにこたえる学校体育への支援に努めます。

(2) 運動部活動等を支える支援体制づくりに努めます。

4 社会体育施設の利用促進

(1) 社会体育施設、学校開放施設等の機能充実・利用促進に努めます。

(2) 指定管理者制度による社会体育施設の活用推進に努めます。

○点検評価の実際

【施策1】魅力あるスポーツ活動の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 子どもから高齢者までのだれもがスポーツ活動に参加できる機会の充実	久山スポーツクラブの活動支援を行った。 町民ソフトボール大会（参加者265人）、町民ソフトバレー大会（参加者304人）、ジュニア&シニアスポーツフェスタ（参加者139人）、町民綱引き大会（参加者230名）の開催の支援を行った 桜ウォーキングを実施した。（参加者40人）体力測定会を実施した。（参加者19名）	○
(2) 町民スポーツ団体等との連携・協力	一般クラブ部長会、ジュニアクラブ部長会を実施した。	○

【施策2】スポーツ活動指導体制の整備

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) スポーツ指導者の確保・活用	小学校へ地域指導者の派遣を行った。	○
(2) スポーツ関係団体等との連携・協力	スポーツクラブ・ジュニア部の育成支援を行った。 (13団体)参加者集めが困難	○

【施策3】学校体育等への支援

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 多様なニーズにこたえる学校体育への支援	久山中学校のグラウンドの改修を行った。	◎
(2) 運動部活等を支える支援体制づくり	中学校部活動(剣道部、バレーボール部、サッカー部)への町内指導者の派遣を行った。	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

【施策4】社会体育施設の利用促進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 社会体育施設、学校開放施設等の機能充実・利用促進	各学校グラウンド・体育館を開放した。	◎
(2) 指定管理者制度による社会体育施設の活用推進	福岡久山相撲場、ケイマンゴルフ場(利用者7409人)の利用促進支援を行った。	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

V 特色ある町民文化の創造

精神的に豊かで、ゆとりのある生活への志向が強まっている中、町民が創造の喜びと潤いを享受するとともに、文化芸術活動が活発に行われ、特色ある地域文化が創造されるような環境づくりが求められています。

このため、町民の様々な文化活動を支援、振興していくとともに、本町の歴史と伝統に培われた貴重な文化資源を町民共通の財産として永く保存・継承し、再生・活用する施策の推進に努めます。

1 芸術文化活動の推進

- (1) 芸術文化活動への支援の充実に努めます。
- (2) 芸術文化活動施設の機能充実・利用促進に努めます。
- (3) 子どもの伝統文化継承事業への支援に努めます。

2 文化遺産の保存・継承・整備・活用

- (1) 主要な文化遺産の保存・整備・活用を図ります。

3 文化財愛護思想の普及啓発

- (1) 文化財保護活動の充実に努めます。
- (2) 文化財愛護思想の普及啓発に努めます。

○点検評価の実際

【施策1】芸術文化活動の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 芸術文化活動への支援の充実	芸術・文化の普及と向上を図り、団体間の連携や交流ができている。 伝統文化後継者育成事業として、茶道、日本舞踊、華道、津軽三味線、狂言の5教室を開催した。	○
(2) 青少年に対する芸術文化活動の推進	伝統文化後継者育成事業として、茶道、日本舞踊、華道、津軽三味線、狂言の5教室を開催し、礼儀作法を学び、地域の未来を担う青少年の健全育成が図られた。 成人式において、久山櫓太鼓の演奏、小学校茶道クラブによるお茶接待を実施した。	○

【施策2】 伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 主要な文化遺産の保存・整備・活用の推進	首羅山遺跡西谷地区の発掘調査を実施し、石組みなどを検出した。文化庁を招聘し、今後西谷地区の発掘調査を拡大し、その歴史を明らかにすることとなった。 原遺跡・尾園口遺跡の発掘調査を実施した。 小田遺跡の報告書を刊行した。	◎
(2) 優れた民俗芸能の保存・継承・活用の推進	首羅山遺跡国史跡指定記念イベントでの「首羅山」の演目を久山樺太鼓にお願いし、記録映像も製作した。	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

【施策3】 文化財愛護思想の普及啓発

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 文化財保護活動の充実	文化財保護審議会（7/17開催） 文化財案内板設置：六地藏（下久原）、田島地藏（上山田）の2カ所	◎
(2) 文化財愛護思想の普及啓発	首羅山遺跡の発掘調査にあわせて現地見学会を実施した。（11/23 参加者400名と上久原の方々） 首羅山遺跡のパンフレットを作成した。 首羅山遺跡の映画を制作し上映会を実施した。（12公民館延べ597名参加） 国史跡指定記念イベントを実施した。（2000名参加） 首羅山遺跡展を行った。（8/13～9/12 343名） 文化庁主催「発掘された日本列島」展に出品した。 首羅山遺跡動画配信「首羅山遺跡は今Vol13」。 学校授業支援 久原・山田両小合同首羅山遺跡見学 国史跡記念イベントには全児童・生徒が参加。雅楽師東儀秀樹との合唱なども行った。 久山町歴史文化勉強会の支援を行った（月1回） 「猪野のまちなみと歴史」の制作支援を行った。	◎

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

VI 人権尊重精神を育成する教育の推進

心豊かな町民生活を実現するため、町民一人ひとりが個人として尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるような差別や偏見のない社会づくりが重要な課題となっています。

このため、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、広く町民の間に多元的文化、多様性を容認する共生の心を醸成するとともに、一人ひとりが相互の人権を尊重する社会となるよう、人権・同和教育をはじめとする人権教育・啓発をすべての学校・地域社会において推進します。

1 人権教育の推進

- (1) 学校における人権教育の充実に努めます。
- (2) 社会教育における人権教育の充実に努めます。
- (3) 学校教育・社会教育が一体となった人権教育を推進します。

○点検評価の実際

【施策1】人権・同和教育の推進

施策・事業等	取り組み状況	評価
(1) 子どもの人権尊重の意識を高める教育の充実	学校人権教育研究協議会で研修会の開催。各研修会へ参加し、研究のまとめを発行した。 久山中学校を学校人権・同和教育研究指定校とし、公開授業を実施した。	○
(2) 社会教育における人権に関する学習の推進・支援	人権・同和问题講演（講師 坂本 博之氏、参加者268名）を実施した。	○
(3) 学校・地域社会における人権・同和教育の推進・支援	人権問題講演会、研修会への参加派遣を行った。	○

◎：効果が上がっている ○：概ね効果が上がっている △：余り上がっていない ×：改善の必要がある

第6 点検・評価に関する有識者からの意見について

平成26年5月30日

福岡県糟屋郡久山町教育委員会
教育長 中山清一 殿

福岡教育大学名誉教授
山下 昭

久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
についての意見書

平成25年度久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、「久山町教育委員会の基本目標に基づく平成25年度久山町教育の主要施策」に示された主要施策Ⅰ～主要施策Ⅵについて提出された関係資料により精査した。その結果、久山町教育委員会の基本目標に基づき計画された平成25年度久山町教育の主要施策に関わる具体的な施策・事業が概ね適切に執行されたものと推察できた。

提出された関係資料は、主要施策Ⅰの「人間性と創造性をはぐくむ学校教育の充実」に関する資料が9点、主要施策Ⅱの「志を持ったたくましい青少年の育成」に関する資料が6点、主要施策Ⅲの「豊かな人生と未来を拓く生涯学習社会の実現」に関する資料が3点、主要施策Ⅳの「特色ある町民文化の創造」に関する資料が2点、主要施策Ⅴの「生き生きとしたスポーツライフの創造」に関する資料が5点、主要施策Ⅵの「人権尊重精神を育成する教育の推進」に関する資料が1点であった。

これら関係資料によって、各施策・事業の具体的な計画や実施状況、さらに点検及び評価の状況について把握することができた。

平成25年度の点検及び評価では、上記6つの主要施策についてそれぞれ1～5の具体的な施策を計17項目設定し、さらに具体的な施策ごとに2～5の施策・事業等を計40項目設け、その取り組みの状況を点検するとともに4段階で評価を実施している。この評価の4段階は「効果が上がっている」、「概ね効果が上がっている」、「余り上がっていない」、「改善の必要がある」であるが、本年度の評価では、「効果が上がっている」が22項目、「概ね効果が上がっている」が18項目、「余り上がっていない」と「改善の必要がある」の評価を受けた項目は無かった。

この点検及び評価では、昨年同様、各事業主体の自己評価を取り入れるとともに、そのための基礎資料として講演会等での参加者へのアンケート結果や具体的な施策・事業についての「教育課内前期(後期)事業評価資料」をもとに判断しており、評価の精度や信頼性を高める上で有効であったと考える。これからも信頼性と透明性のある点検及び評価方法の改善に努めるとともに、評価結果を今後の改善に活かす方策についてもこれまでと同様取り組んでもらいたい。

以下、主要施策の点検及び評価の結果について意見を述べる。

I 人間性と創造性をはぐくむ学校教育の充実

この主要施策を進めるために5つの具体的施策と、それぞれについて計11の施策・事業が設けられている。この11の施策・事業の評価は、8項目が「効果が上がっている」、3項目が「概ね効果が上がっている」であり、この施策に対する具体的な取り組みが成果を上げているものと考えられる。

【施策1】豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

道徳推進委員会を組織し、学校・家庭・地域が連携して心の教育に取り組むとともに多くの参会者のもと道徳記念講演会を開催している。また、体力向上についても学校健康教育推進協議会を組織し体力向上に取り組むとともに、家庭への啓発も行っている。これらの評価は2項目とも「効果が上がっている」であり、これからもさらに取り組みを充実してもらいたい。

【施策2】確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育の推進

基礎基本の定着、個性や能力を伸ばす教育の充実のため学習支援要員を派遣した。また、学校では基礎学力の定着を図るため、習熟の時間などを設定している。これらの取り組みによる評価は2項目とも「効果が上がっている」であり、児童生徒の学力の育成のために継続した取り組みを期待したい。

【施策3】楽しく学べる教育環境の整備

スクールカウンセラーの活用や相談員の配置によりいじめ・不登校の防止に努めている。これらは学校教育にとって非常に重要な取り組みであり、是非、これからも課題解決に向けて努力してもらいたい。校舎等の大規模改修は、要望の多かったトイレやグラウンドの改修が実施された。校舎等の改修は多額の予算を要する事業であるが、計画的にかつ着実に実施してもらいたい。安全対策の推進については「効果が上がっている」と評価されており、この取り組みを継続してもらいたい。

【施策4】社会の変化に対応した教育の推進

キャリア教育の視点から中学校の生徒に職場体験を実施し、また、国際化の視点から外国への修学旅行や英語サマースクールを実施している。これらの事業の評価は「効果が上がっている」であり、今後ともこの方向での取り組みに期待したい。

【施策5】地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

特色ある学校づくりを推進するために各小中学校が、独自の学校行事を工夫し実施している。また、地域の人材を活用した「本物体験活動」など、家庭や地域と連携・協力した学校づくりについても積極的に取り組んでいる。これら2項目の評価はともに「効果が上がっている」であり、今後のさらなる進展が望まれる。

II 志を持ったたくましい青少年の育成

この主要施策について、3つの具体的施策が設定されている。さらに、それぞれの施策について計7項目の施策・事業が設けられている。これらの評価は、「効果が上がっている」が5項目、「概ね効果が上がっている」が2項目である。

【施策1】家庭・地域の教育力の向上

家庭教育の充実や青少年の健全育成の支援として、社会教育研修会での講演会の開催、子ども会役員研修会などの多様な取り組みを行っている。これら2項目の評価は「効果があがっている」であり、これからも継続した取り組みを望みたい。

【施策2】町ぐるみ道德教育の推進

家庭内での挨拶や会話の奨励、道德記念講演会の開催に取り組んだ。これらの評価は「効果をあげている」であり、家庭や町での日常的な地道な努力の成果であり評価したい。

【施策3】青少年アンビシャス運動の推進

運動交流会やカルタ交流会など多様な活動が実施され、多くの町民が参加したアンビシャス運動であったことがうかがえる。これからもこのような活動が継続されることが期待される。また、読書活動も効果を上げており評価したい。

Ⅲ 豊かな人生と未来を拓く生涯学習社会の実現

この主要施策については、1つの具体的施策が設定されている。さらに、この具体的施策について5項目の施策・事業が設けられている。これらの評価は、「効果が上がっている」が2項目、「概ね効果が上がっている」が3項目である。

【施策1】生涯学習の整備・充実

「生涯学習フェスタまつりひさやま」の開催、「蛍の里コンサート」の実施、「町民のニーズに応じた多様な教室・講座」の開設など、多様な生涯学習の場が提供されている。評価は、3項目が「概ね効果が上がっている」であるが、改善の方向性は明らかになっていると思われるので、今後も町民に豊かな生涯学習の場が提供されるよう取り組んでもらいたい。

Ⅳ 生き生きとしたスポーツライフの創造

この主要施策については、4つの具体的施策が設定されている。さらに、それぞれの具体的施策に対して計8項目の施策・事業が設けられている。これらの評価結果は「効果が上がっている」が3項目、「概ね効果が上がっている」が5項目である。

【施策1】魅力あるスポーツ活動の推進

町民ソフトボール大会、町民綱引き大会などの支援や体力測定会などを実施した。また、一般クラブ部長会などを開催している。これからもスポーツ活動の推進のため、さらなる支援や協力を努めてもらいたい。

【施策2】スポーツ活動指導体制の整備

小学校への地域指導者の派遣やスポーツクラブ・ジュニア部の育成支援を行っている。評価は「概ね効果が上がっている」であり、さらなる取り組みが望まれる。

【施策3】学校体育等への支援

久山中学校のグラウンドの改修、中学校の部活への町内指導者の派遣を行っている。これらの支援は、学校体育等の充実にとって重要であり、今後とも継続して取り組んでもらいたい。

【施策4】社会体育施設の利用促進

学校のグラウンド・体育館の開放、久山相撲場等の利用促進を支援した。この2項目の評価は「効果が上がっている」であり、今後とも利用促進に努めてもらいたい。

Ⅴ 特色ある町民文化の創造

この主要施策については、3つの具体的施策が設定され、それぞれの具体的施策に

対して計6項目の施策・事業が設けられている。この施策・事業の評価は、「効果が上がっている」が3項目、「概ね効果が上がっている」が3項目であった。

【施策1】芸術文化活動の推進

茶道、日本舞踊、華道等の開催、成人式での久山櫓太鼓の演奏などに取り組んでいる。これからもこのような活動を推進してもらいたい。

【施策2】伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用

首羅山遺跡西谷地区、原遺跡等の発掘調査を行っている。また、小田遺跡の報告書を刊行している。さらに首羅山遺跡国史跡指定記念イベント等を開催し伝統文化や文化遺産の保存・継承・活用に取り組んでいる。地道な努力が求められる活動であるがこれからも継続してもらいたい。

【施策3】文化財愛護思想の普及啓発

文化財案内板の設置や首羅山遺跡の現地見学会の実施、パンフレットの作成、首羅山遺跡展の開催等文化財愛護思想の普及啓発に積極的に取り組んだ。評価も2項目とも「効果が上がっている」であり、さらなる普及啓発活動が期待される。

VI 人権尊重精神を育成する教育の推進

この主要施策については、具体的施策として「施策1 人権・同和教育の推進」を設け、さらに3項目の施策・事業を設定している。この評価結果は、すべて「概ね効果が上がっている」である。

【施策1】人権・同和教育の推進

学校人権教育研究協議会での研修会の開催、人権・同和问题講演会の実施など人権・同和教育の推進に向けて積極的かつ多様な取り組みをしており、その取り組みの姿勢は評価できる。しかし、評価結果からみるとさらなる取り組みが求められる。

以 上

(資料 1)

久山町教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価実施要項

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、久山町教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第 3 条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「久山町教育委員会教育基本目標」で定める主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第 4 条 点検及び評価は、「久山町教育委員会教育基本目標」で定める主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会は施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会は点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、久山町議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 25 年度に実施する点検及び評価の対象は、平成 25 年度に策定する「久山町教育委員会教育基本目標」で定める主要施策とする。